

生命保険契約における自殺免責（1）

——ドイツ保険契約法の現状と分析——

竹 瀆 修*

目 次

- I. はじめに
- II. ドイツ保険契約法161条の解釈論の展開
 - 1. 161条の立法趣旨とその法的性質
 - (1) 旧169条の立法趣旨
 - (2) 現行161条への改正理由
 - (3) 判例・学説の解釈
 - (a) 従来の見解
 - (b) 客観的危険除外説
 - (4) 小 括
 - 2. 161条の適用要件論
 - A 原 則——被保険者の自殺による保険者免責
 - (1) 適用範囲
 - (2) 被保険者の故意の自殺
 - (3) 未必の故意の場合
 - (4) 嘱託殺の場合
 - (5) 契約締結時から3年の自殺免責期間
 - (6) 契約変更・復旧・復活・更改時の免責期間
 - (a) 契約変更・復旧
 - (b) 問題の高裁判決
 - (c) 復活・更改
 - (7) 個別合意による免責期間延長
 - B 自殺の証明責任と立証
 - (1) 自殺の証明責任と証明の程度
 - (2) 自殺の証明方法

* たけはま・おさむ 立命館大学法学部教授

- (3) 遺体の掘返し・検死解剖
 - (a) 約款・判例の態度
 - (b) 給付免責可能説
 - (c) 給付免責否定説
 - (d) 現 状
 - (4) 自殺立証の紛争事例
 - (a) 序 説
 - (b) 縊 死
 - (c) 自動車使用の自殺 (以上、本号)
 - (d) 高所からの転落死
 - (e) その他の自殺方法
 - (5) 小 括
3. 精神障害中の自殺（161条1項2文）
- Ⅲ. む す び

I. はじめに

周知のように、ドイツでは、1908年5月30日の「保険契約に関する法律（Gesetz über den Versicherungsvertrag）」、いわゆる保険契約法が、2007年11月23日の「保険契約法の改正に関する法律（Gesetz zur Reform des Versicherungsvertragsrechts）」（2008年1月1日施行）によって大改正を受けた¹⁾。その際、生命保険における被保険者の自殺につき保険者の免責を定める旧169条も、いくつかの点で改正され、現行161条となっている。それは、次のようである。

「161条（自殺）」

(1) 死亡事故の保険においては、被保険者が保険契約の締結後3年の経過前に故意に自殺したときは、保険者は給付義務を負わない。これは、その行為が自由な意思決定を排除する、精神活動の病気による障害の状態において行われたときは、適用されない。

1) 以下、2007年改正後の「保険契約に関する法律」を「保険契約法」ないし「VVG」と記し、1908年法を旧法と呼ぶこととする。

- (2) 1項1文による期間は、個別合意によって延長することができる。
- (3) 保険者が給付義務を負わないときは、保険者は解約返戻金および169条による剰余金持分を含めて支払うことを要する。」

この規定は、保険契約法171条によって保険契約者、被保険者および保険金受取人の不利益に変更できない片面的強行規定である。

旧169条と比べると、現行161条は、①旧法が被保険者の自殺につき期間を限定することなく、保険者免責を定めていたこと（全期間免責）から、3年の免責期間に限定したこと、②単に被保険者の自殺を免責と定めていた旧法から、新規定は故意の自殺という表現を採っていること、③個別合意により3年の免責期間の延長を認めていること、④旧法は、178条1項で、旧169条を保険契約者の不利益に変更しても効力がないと定め、被保険者と保険金受取人の不利益については言及がなかったという特徴がある。なお、現行161条3項は、被保険者自殺による保険者免責の場合に、旧法176条2項1文の定める解約返戻金（責任準備金）の支払に加えて、剰余金持分の支払も含まれることを定めている点が新しい²⁾。

ちなみに、旧169条は、「死亡事故の保険においては、保険が付けられている者が自殺をしたときは、保険者は給付義務を免れる。保険者のこの義務は、その行為が自由な意思決定を排除する、精神活動の病気による障害の状態において行われたときは、存続する。」と定めていた。

現行161条は、3年の免責期間設定という普及していた保険実務を法律の条文に取り込み、遺族の保護を促進し、同時に実務上の問題を柔軟に解決できるようにしたものであることが立法理由において述べられている³⁾。それは、日本の現在の生命保険実務と比べても、大きな隔たりはないように見え、このような立法およびそれに基づく保険実務により生命保険における自殺免責の問題の多くが解決されているのであれば、それはわ

2) Bruck/Möller, Versicherungsvertragsgesetz 9 Aufl., Bd. 8/1 § 161 Rn. 3 (2013) [Winter] (以下、B/M/Winter, § 161として引用する)。

3) Begr. RegE BT-Drucks. 16/3945 S. 99.

が国の立法、約款、そしてそれらの解釈にも大いに参考になろう。

しかし、ドイツでも、相当の問題が残っており、自殺免責の理論的位置づけ、個別論点の学説上の対立や裁判例の結論の予見困難などがなお見られ、必ずしも十分に解決できているわけでもないように思われる。ドイツ保険契約法の規定は、一見したところ、簡明ではあるが、実務上はしばしば困難に遭遇し、ほとんど見通しが利かない決疑論に至っているといわれることがあるのも、その証左であろう⁴⁾。その意味では、ドイツ法もわが国と同種の問題をなお抱えて、それをどこまで解決できたのか、今後、どのような方向に進もうとしているのか、その経験は、ドイツ法の解釈論を相応に参考として来たわが国の法律・約款の解釈論にとっても、比較法的に興味のあるところである⁵⁾。本稿は、日本法における生命保険の自殺免責の問題を考察するに当たり、ドイツ保険契約法の同じ問題に対する法的現状を比較法の素材として分析検討することを目的とする。

Ⅱ. ドイツ保険契約法161条の解釈論の展開

1. 161条の立法趣旨とその法的性質

(1) 旧169条の立法趣旨

被保険者の自殺について保険者の全期間免責と自由な意思決定を排除する病的精神障害状態の自殺につき保険者有責を定めていた旧169条の立法理由は、公式の立法理由書によれば、概要、次のようである⁶⁾。

死亡事故の生命保険においては、死亡の仕方・原因は、保険者の責任負担に一般には影響しない。保険者がそのような危険をすべて引き受けるこ

4) Looschelders/Pohlmann, VVG Kommentar 3. Aufl., 2016 [Patzner], § 161 Rn. 2 (以下では、L/P/Patzner § 161 と記す。)

5) ドイツ保険契約法の自殺免責規定に関する最近の研究として、土岐孝宏「精神障害中の自殺有責法理の研究——ドイツ法からの示唆を得て——」中京法学51巻4号23頁以下(2017年)がある。

6) Motive zum Versicherungsvertragsgesetz 1907, Neudruck 1963, SS. 228-229.

とを意図しないときは、普通保険約款または特別の約定によって保険者が適切な形にすべきである。その際、自殺による保険事故招致が保険者免責になることに異論はないが、それは、場合によっては非常に厳しい主張になる。本法は、両当事者の利益の妥当な調整を行う任務がある。本案は、まず、169条1文において、解約返戻金の支払に関する保険者の義務とは別に、保険が付けられた人が自殺を行ったときに、保険者が給付義務を免れる規定を設けているが、「請求権のこのような喪失は、生命保険の目的によっても、その他の考慮によっても、保険事故が帰責可能な故意(zurechenbarem Vorsatze)によって招致されていないことが確実である場合には、正当化できない。したがって、169条2文は、保険者の給付義務は、その行為が自由な意思決定を排除する、精神活動の病気による障害の状態において行われたときは、なお存続すると規定する。この法則の実施は、遺族のために無条件に要求され、そして本案は、特別のことがなければ、保険者の負担すべき危険の範囲を契約上本規定に委ねており、それゆえ、172条において169条2文から生ずる責任負担を保険契約者の不利に約定の方法で除去する可能性を保険者に対して否定している。」本案によれば、その文言から明らかなように、保険が付けられている人の自殺を理由として給付を拒絶する保険者は、その人の自殺を証明しなければならず、他方、死亡した人が意思不自由の状態にあったことの証明は、給付請求権を主張する者が負う。「この証明責任分配によって、保険者の正当な利益が十分に保護され、とくに、予め自殺の意図をもって締結される保険に対する必要な防御が提供される。」と。

このように、旧169条は、死亡給付を行う生命保険においては原則的に死亡の仕方・原因は問われないが、被保険者自殺を保険者免責とすることには問題なく、ただ帰責できない故意による自殺の場合は、保険者有責が遺族のために要求されるとして、これを保険契約者の不利に変更できない片面的強行規定とする。そして、被保険者自殺の証明責任は保険者にあり、自由な意思決定ではない病的精神障害状態による自殺の証明責任は保

険給付請求者にあるとし、この証明責任分配が、とくに自殺意図を持って締結される生命保険に対する必要な防御を提供するものとして保険者の正当な利益を保護するとしている。

ここでは、保険者が被保険者自殺に対して給付を拒絶することについて異論はないとし、実務の状況を前提にして、その法的根拠はとくに説明されていない。全期間免責を定める理由の説明も行われていない。いわば当然視する様子である⁷⁾。

(2) 現行161条への改正理由

旧法を現在の実務に合わせて改正し、柔軟な対応もある程度可能にする方針で改正が行われたのが現行161条であろう。したがって、自殺免責に関する旧169条の立法理由を大きく変えることは前提とされていないようで、2007年保険契約法161条の立法理由は、簡単に次のように説明される⁸⁾。

「1項および2項について

遺族の利益のために、169条1文の免責期間は3年に短縮される。これは、生命保険者の普通保険約款における普及した実務に合致している。もっとも、個別合意によって、したがって、普通保険約款によるのではなく、3年を超える免責期間の延長をすることは許容されることになる。これによって、保険者は非常に高額な保険金額を定める特別な場合に裁量範囲を保持することとなる。免責期間の短縮または放棄は、保険契約者の有利な取り扱いであるから、本案171条によって排除されない。

本条は、契約が死亡事故のみに保険給付を定めていない場合にも、適用

7) 1908年保険契約法制定当時は、自殺は、倫理的、宗教的見地から今日とは異なる評価を受けたといわれる (B/M/Winter § 161 Rn. 15)。当時のドイツの社会環境、歴史的、文化的背景なども視野に入れて、自殺免責に関する規定の思想について法社会学的に分析することも、興味があるが、本稿ではその準備がない。

8) Begr. zu Art. 1 (§ 161) RegE Gesetz zur Reform des versicherungsvertragsrechts, BT-Drucks. 16/3945 S. 99.

される。

3項について

本規定は、内容上、176条2項1文と一致している。追加して、保険契約者に解約返戻金とともに本案169条7項により剰余金配当請求権がある場合にはこれも帰属することが明らかにされている。本規定は、これまで通り、片面的強行規定である(本案171条参照。)

ここでも、被保険者自殺の保険者免責についてその理由は、とくに述べられていない。新161条が旧169条の全期間免責よりも遺族保護に厚くなっていることと、保険金額が高額になるような特別事案において個別合意によって免責期間の延長が図れる裁量余地を残したことなどが明らかにされているのみである。

そこで、旧法下以降の学説、判例の立法趣旨の解釈を見てみよう。

(3) 判例・学説の解釈

(a) 従来の見解

連邦通常裁判所(BGH)の判例は、旧169条下でも、保険者が生命保険約款においてすでに自殺免責に期間を限定する条項を設けていたことを前提にして、次のように述べている。「生命保険者は、被保険者が保険者の負担で自己の生命をもって投機をすることに対して保護されることに利益を有している。とくに、絶望的に思われる経済状態にある人が自殺を行い、生命保険金によって少なくとも被保険者の遺族の経済状態を安定させようとする意図で、自己の生命に保険が付けられる事例が繰り返し現れている。かかる危険を回避するために、保険契約法(VVG)169条は、生命保険者が自殺の場合に一般にその給付義務を免れることを規定している。もっとも、この保護の広範囲に及ぶ形態が必要でないことも明らかである。経験上、自殺を行う企図は、何年かが過ぎれば、一般にはもはや実行されないのが通例である。それゆえ、生命保険者は、VVG169条により保険者に認められた保護を、被保険者の自殺が2または3年以内に行われた

ときにのみ保険者をその給付義務から免れさせるという範囲で限定することを生命保険普通保険約款10条において用意して来た。」⁹⁾と自殺免責の趣旨を説明している。

旧169条の下で、学説もこの判例の見解に従い、被保険者が保険者の負担で自己の生命をもって投機することに対して保険者を保護することが自殺免責規定（169条1文）の立法趣旨であるとしていたし¹⁰⁾、通例3年の免責期間を設ける生命保険約款の趣旨は、かかる被保険者の主観的危険を限定することであるとされていた¹¹⁾。現行161条の立法趣旨についても、同様に、通説は、被保険者が保険者の負担で自己の生命をもって投機すること、すなわち、被保険者が、直後に自殺を行い、保険金を支払わせるためにのみ生命保険を締結することに対して保険者を保護することになり、遺族の利益のために、同条は、この危険除外の許される範囲を第2文で制限しているとする¹²⁾。

9) BGH 8.5.1954 BGHZ 13, 227 [237-238]. この判例を引用して同趣旨を述べるものとして、BGH 5.12.1990 VersR 1991, 289.

10) Römer/Langheid, Versicherungsvertragsgesetz Kommentar 2. Aufl., 2003, § 169 Rn. 1 [Römer]; Beckmann/Matusche, Versicherungsrechts-Handbuch, 2004, § 42 Rn. 156 [Brömmelmeyer].

11) Bruck/Möller, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz Bd. V /2 8. Aufl., 1988, Anm. G 131 [Winter] (以下、B/M/Winter 8. Aufl. § 161として引用する。).

12) B/M/Winter § 161 Rn. 4; Prölss/Martin, Versicherungsvertragsgesetz 29 Aufl., 2015, § 161 Rn. 1 [Schneider] (以下、P/M/Schneider § 161と記す); L/P/Patzer § 161 Rn. 3; Langheid/Rixecker, Versicherungsvertragsgesetz 5. Aufl., 2016, § 161 Rn. 3 (以下、L/R/Langheid § 161として引用する); Langheid/Wandt, Münchner Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz Bd. 2, 2017, § 161 Rn. 1 [Mönnich] (以下、MK/Mönnich § 161として引用する); Staudinger/Halm/Wendt, Versicherungsrecht Kommentar 2. Aufl., 2017, § 161 Rn. 2 (以下、S/H/W/Leithoff § 161として引用する); Ruffer/Halbach/Schimikowski, Vericherungsvertragsgesetz 3. Aufl., 2015, § 161 Rn. 3 [Brambach] (以下、R/H/S/Brambach § 161として引用する)も同旨を述べているが、その根拠としては、原理的に、被保険者 (Gefahrperson) の意図に操作された死亡は、給付がなされるべきではないと述べて、E. Deutsch, Das neue Versicherungsvertragsrecht 6. Aufl., 2008, § 32 Rn. 384 の信義則を基礎に据えた見解を脚注で指示している。これは、日本の通説と同種の考え方である。

従来、保険契約者が被保険者でもある生命保険契約を通常型として、その被保険者の自殺は、やはり主観的危険の範疇に含まれると考えられていたと思われる。自殺免責条項により保険者が給付免責となることは、一般に主観的危険の除外と理解されていたのではないかと思う¹³⁾。ここにいう主観的危険とは、保険契約者または被保険者の意思・精神に起因する保険事故発生の危険である¹⁴⁾。ただ、その際も、その被保険者 (Versicherte) は、概念上は、損害保険契約における被保険者とは区別して、危険人 (Gefahrsperson) と表現されていた¹⁵⁾。生命保険の被保険者は、保険の利益を受ける法的地位を持つものではなく、保険者の引受危険が発生する対象、換言すれば、保険事故が発生する対象人にすぎないと考えられるからであろう。

これに対して、いわゆる客観的危険除外は、保険契約者または被保険者の意思・精神に関わらない外在的事象を原因とする保険事故の免責事由として説明されるのが通例である。たとえば、騒乱、戦争、地震、自然災害などを原因とする保険事故であり、これらが、保険種類によって保険者免責条項により保険保護から除外されることがあると解説される¹⁶⁾。

(b) 客観的危険除外説

ところが、近時のドイツ学説には、自殺免責条項も客観的危険除外であると解する見解が増えつつあり、支配的な学説であるとさえいわれる¹⁷⁾。その嚆矢は、筆者の知る範囲では、2007年改正前保険契約法の一つの注釈

13) 従前の通説的立場を代表する K. Sieg, Allgemeines Versicherungsvertragsrecht 3. Aufl., 1994, S. 150-152 は、客観的危険とは別項目にして、被保険者自殺による保険者免責を主観的危険 (保険事故招致) の項目の中で論じていた。

14) Sieg, a.a.O., S. 150. M. Wandt, Versicherungsrecht 6. Aufl., 2016, S. 314 は、主観的危険除外の指標は被保険者の頭脳 (認識や意図) に見出されるという。

15) Sieg, a.a.O., S. 151.

16) Sieg, a.a.O., S. 149-150.

17) A. Bruns, Privatversicherungsrecht, 2015, § 26 Rn. 35. もっとも、Bruns 自身は、この説を疑問に思っているようであり、前記同所の注73においてカッコ書きの中ではあるが、疑わしい (fragwürdig) と述べている。

書で旧169条の解説を担当した Schwintowski ではないかと思われる¹⁸⁾。そこには、次のような簡潔な説明がある。

「 1 本規定は、死亡事故について、被保険者が自殺したときに、保険者の給付免責を定める。ただし、その行為が自由な意思決定を排除する、精神活動の病的障害状態において実行されたときは別である。これに対して、被保険者が保険契約者によって殺害されたときは、保険者は170条によって給付免責になる。損害保険にのみ適用される61条（保険契約者または被保険者の故意・重過失による保険事故招致に対する保険者免責を定める旧規定。現行法では81条＝筆者注）とは異なって（BGH VersR 1991, 289, 290）、169条は法原則を具現してはいない。むしろ、生命保険においては、死亡原因は、保険者の責任負担にとって一般には影響がない（立法理由書228頁）。それゆえ、自殺（Selbsttötung）（自虐殺（Selbstmord）は虐殺の要素がないので概念上誤りである¹⁹⁾の危険も、保険保護を与えることができる（模範的資金形成型生命保険 9条：3年経過後）。生命保険の締結が遺族のために自殺することを示していないからである。

2 169条 1文は、許容される客観的危険除外を定式化しており、それは、自殺が自由な意思決定に基づかないときには、死亡保険の目的と抵触する（立法理由書229頁）。それゆえ、169条 2文は、このような場合には、保険者の給付義務を定めている。」²⁰⁾と。

これを支持する見解も、上記の Schwintowski の注釈を引用したり²¹⁾、

18) H. Honsell, Berliner Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 1998, § 169 Rn 2 [Schwintowski]（以下では、BK/Schwintowski § 169 として引用する。）。

19) ドイツ刑法上、211条の虐殺（Mord）と212条の故殺（Totschlag）が分けられており、前者は、自己の低級または悪質な動機から、あるいは残酷な手段等により人を殺害した場合であり、後者は、それ以外の故意の殺人を対象にする（山田晟『ドイツ法概論Ⅰ〔第3版〕』（有斐閣 1985年）357頁）。保険契約法旧169条の自殺は、Mordの要素がないので、Selbsttötungの表現が適切であるというのが、Schwintowskiの言いたいことである。BK/Schwintowski § 169 Rn. 5 参照。

20) BK/Schwintowski § 169 Rn 1-2.

21) P/M/Schneider § 161 Rn. 1.

自殺免責という客観的危険除外は、死亡原因が生命保険では重要ではないという原則の例外であると述べるもの²²⁾や、現行161条が旧法下ですでに普通保険約款が自殺免責としていた客観的危険除外を写し取ったものであるとする²³⁾など、簡単な叙述に留まる。

このような簡潔な説明から客観的危険除外説を理解し尽くすことは簡単ではないが、この見解は、旧169条の立法理由の説明も一部取り入れながら旧法下、さらには現行法の下において展開したものである。これは、次のように理解することができようか。

原則として死亡原因を問題にしない生命保険契約においては、被保険者(危険人)の自殺も死亡事故の発生として保険事故であり、生命保険契約が締結されたからといって、自殺が必ず生ずるものではなく、保険可能である。危険人の自殺自体は、生命保険契約とは無関係にも生じうる。その意味では、危険人の自殺は、保険契約とは一旦離れた客観的危険という性質を持つ。自殺動機を問わない自殺免責規定は、客観的危険除外である。とりわけ旧169条は、自殺につき全期間免責を定めていたので、危険人がいつどのような動機で自殺しても保険者免責となり、客観的危険除外である²⁴⁾。ただし、危険人が自由な意思決定ができない病的精神障害状態にあって自殺したときは、生命保険の目的、遺族保護のため、保険者の自殺免責を認めない。法は、この範囲で保険者が自殺免責の規定を置くことを許容した、と。

これに対しては、従来の客観的危険と主観的危険の概念に整合するの

22) B/M/Winter § 161 Rn. 5, 13; Schwintowski/Brömmelmeyer, Praxiskommentar zum Versicherungsvertragsrecht 3. Aufl., 2017 § 161 Rn. 1 [Ortmann/Rubin] (以下, PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 と記す。).

23) MK/Mönnich § 161 Rn. 1.

24) ちなみに、他人を被保険者とする死亡事故の保険において保険契約者の被保険者殺害による保険者免責を定める旧170条1項(現行162条1項)については、BK/Schwintowski § 170 Rn. 1 は、不法な目的による濫用の危険があり、旧170条は、故意かつ不法な殺害に対して被保険者の生命を保護することになるという。

が問題になりそうであるが、とくにこの点からの批判は、筆者の知る範囲では、今のところ見られない²⁵⁾。

(4) 小 括

このように、ドイツ保険契約法の最近の最有力説（支配的見解ともいわれる）においては自殺免責の趣旨は、被保険者が保険者の負担で自己の生命を投機の対象とすること、すなわち、被保険者が自己の死を直後に招致し、保険金を支払わせるためにのみ生命保険契約を締結することに対して保険者を保護することにあり、遺族の利益のために、161条はこの客観的危険除外の許される範囲を制限しているとされる²⁶⁾。原則3年の免責期間は、生命保険の従来の実務と同じであることは上述の通りであり、これを延長できるのは、本条2項による保険契約者と保険者の個別合意がある場合のみである。

自殺免責の趣旨については、日本法と重なる部分が多いが、その法的性質については、日本法において主張される信義則、公序良俗あるいは公益の維持という見地から基礎づけることは²⁷⁾、ドイツでは一般的ではない。自殺免責は、端的に危険除外であり、それを主観的危険除外とするか、客観的危険除外とするかという区別の問題となっている。客観的危険除外説が最有力となっているが、まず、従来の危険除外の分類との理論的整合性が問われるのではないかと思う。そして、この新たな分類が法的に

25) 客観的危険除外説を採る B/M/Winter § 161 Rn. 50 は、3年間の免責期間を設ける意義と目的は、契約締結後、当初の期間中の被保険者の主観的危険を限定することであるという。これは、生命保険の濫用危険、換言すれば、いわゆる道徳危険を主観的危険と理解する立場から、このような説明をしても理論的に齟齬はないと考えているように思われる。

26) 代表的文献として MK/Mönnich § 161 Rn. 1.

27) 条件付契約関係の当事者に求められる信義則から自殺免責を根拠づける見解は、ドイツでは少数説であるが、たとえば、旧法下でも E. Deutsch, *Versicherungsvertragsrecht* 5. Aufl., 2005, S. 152 Anm. 233 があった。現行161条の下でも、Deutsch/Iversen, *Versicherungsvertragsrecht* 7. Aufl., 2015, S. 214 Anm. 383 が、この見解を維持している。

どのような相違をもたらすことになるのかは、必ずしも明らかではないが、客観的危険除外説を支持する Winter は、自殺免責規定についてこの客観的危険除外の目的が要求する以外に広げて解釈されてはならず、疑いがある場合は、狭く解釈すべきであるという²⁸⁾。これによれば、客観的危険除外説は、少なくとも自殺免責規定の適用を広げることには消極的な立場になると見られる。実際、この説の主唱者である Schwintowski は、後述のように、自殺免責規定により保険者が給付義務を免れる範囲を狭く解釈する傾向にある²⁹⁾。

2. 161条の適用要件論

A 原則——被保険者の自殺による保険者免責

(1) 適用範囲

161条は、生命保険契約を前提にした規定であるから、傷害保険（傷害死亡および傷害特約を含む）には適用されない³⁰⁾。傷害事故の非自発性（非故意性）の要件は、178条2項が定めている。一方、161条は、死亡事故の保険給付を前提にしているが、定期死亡保険に限定されているわけではなく、死亡事故に対して保険給付を行う各種の生命保険契約（年金保険のほか、資金形成型生命保険といわれるタイプは、日本では養老保険の種類などに相当するであろう。）にも適用される³¹⁾。また、遺族給付を行う企業年金制度においては、本条を類推適用することが可能である³²⁾。場合によっては、本条の制限的な解釈が必要になるが、企業経営者は、生命保険者と同種の危

28) B/M/Winter § 161 Rn. 13.

29) BK/Schwintowski § 169 Rn. 5 は、未必の故意では自殺の故意というには足りないという従来の通説を支持するのみならず、被保険者が他人に自己の殺害を請託していた場合や他人による殺害に被保険者が同意していた場合なども、自殺ではないとしている。

30) B/M/Winter § 161 Rn. 9; MK/Mönnich § 161 Rn. 3.

31) B/M/Winter § 161 Rn. 8; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 3; L/P/Patzer § 161 Rn. 4; MK/Mönnich § 161 Rn. 3; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 3.

32) R/H/S/Brambach § 161 Rn. 5; L/P/Patzer § 161 Rn. 4; MK/Mönnich § 161 Rn. 3; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 3.

険を引き受けているからであるとされる³³⁾。

これに対して、就業不能（特約）保険には、本条の適用はない。VVG176条は、生命保険の規定である150条ないし170条が就業不能保険に準用される旨を定めているが、その保険の特殊性に反しない範囲で準用されるとしている。就業不能保険による給付は、保険契約者・被保険者に役立ち、受益されるのであって、遺族にはない。この特性が遺族の保護を目的とする生命保険とは異なっており、就業不能保険への161条の適用を妨げ、類推適用もないとされる³⁴⁾。もっとも、就業不能保険においては、このような危険除外は合意により変更可能であろうともいわれるが、その内容については、民法307条以下の約款の内容コントロールに従ってその効力が判断されることになる³⁵⁾。

(2) 被保険者の故意の自殺

保険者免責の中心的要件は、被保険者が故意に自殺したことである。したがって、被保険者の過失（重大な過失を含む）による死亡、あるいは客観的には理解できない軽率な行為による死亡であっても保険者免責にはならないと解されている³⁶⁾。被保険者が、その出来事をいつでも中止できるまたは第三者によってその行為を妨げられもしくは救助されることを当てにできる（自殺演技）と誤信しているときは、故意ではなく、認識ある過失であるとされる³⁷⁾。

33) MK/Mönnich § 161 Rn. 3.

34) BGH 5.12.1990 VersR 1991, 289=NJW 1991, 1357; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 4; MK/Mönnich § 161 Rn. 3.

35) MK/Mönnich § 161 Rn. 3; Begr. zu Art. 1 (§ 176VVG) RegE Gesetz zur Reform des Versicherungsvertragsrechts, BT-Drucks. 16/3945 S/107.

36) B/M/Winter § 161 Rn. 16; P/M/Schneider § 161 Rn. 3; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 6; L/P/Patzer § 161 Rn. 5; L/R/Langheid § 161 Rn. 4; MK/Mönnich § 161 Rn. 10; S/H/W/Leithoff § 161 Rn. 3; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 5; BGH 5.12.1990 VersR 1991, 289.

37) P/M/Schneider § 161 Rn. 3; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 7; L/R/Langheid § 161

「故意の自殺」という概念は、新たに2007年改正により導入された。旧169条の「保険が付けられている人が自殺を行ったとき」という単純な自殺文言が、現行161条において「被保険者が……故意に自殺したとき」に変更されたのである。これは、「自殺」概念を補充するものであり、立法資料からは、この文言の選択によって規定内容の変更が意図されたことは読み取れないといわれる³⁸⁾。上述のように、改正法の公式理由書には、「故意の自殺」と表現することによって何らかの意図がある旨の説明はない。

これまで「自殺」概念は、私法上帰責可能な被保険者の自ら死亡する意図をもって実行されるあらゆる行為と理解されてきた³⁹⁾。これは、刑法211条の虐殺(Mord)要件の意味での意図は要求されず、同法212条の故殺(Totschlag)要件の故意に連なるものである⁴⁰⁾。虐殺要件の意図は、悪質な動機や残虐な手段等を含むのに対し、故殺要件の故意はそれ以外のものをすべて指すからである⁴¹⁾。したがって、直接的故意(dolus directus)があれば一般には十分であるとされた。

もっとも、この意図と直接的故意との意識的な区別は行われず、専門用語が不統一であったと指摘され、その結果、定義の仕方によって、意図(Absicht)的⁴²⁾、(直接的)故意(Vorsatz)の⁴³⁾ないし「意識的(bewusste)」⁴⁴⁾または「自由意思の(freiwillige)」⁴⁵⁾自殺がそれぞれ保険者免責とされるに至って

↘Rn. 4; L/P/Patzer § 161 Rn. 5; BGH 19.2.1981 VersR 1981, 452; OLG Hamm 9.12.1988 VersR 1989, 690.

38) R/H/S/Brambach § 161 Rn. 6; L/P/Patzer § 161 Rn. 5; MK/Mönnich § 161 Rn. 4.

39) BK/Schwintowski § 169 Rn. 5; B/M/Winter § 161 Rn. 3; P/M/Schneider § 161 Rn. 3; MK/Mönnich § 161 Rn. 4; S/H/W/Leithoff § 161 Rn. 3.

40) BK/Schwintowski § 169 Rn. 5.

41) 山田・前掲書357頁。

42) BGH 19.2.1981 VersR 1981, 452 (Selbstmordabsicht という); BGH 19.11.1985 VersR 1986, 231 [232] (Selbsttötungsabsicht という)。

43) BGH 18.3.1987 BGHZ 100, 214 (vorsätzliche Selbsttötung という); BGH 6.5.1992 VersR 1992, 861 (Selbsttötungsvorsatz という)。

44) OLG Hamm 15.9.1999 NJW-RR 2000, 405 [406] (bewusst に自殺という)。

45) BGH 10.4.1991 VersR 1991, 870; OLG Düsseldorf VersR 1999, 1007 は、いずれも自ノ

いる⁴⁶⁾。この種々様々な用語と、どの程度の故意を要求するかに関する段階的な区別が結び付いていなかったが、結果的には、「自己の死亡の意識的意欲 (ein bewusstes Wollen)」が基準にされていたといわれる⁴⁷⁾。このような解釈が、旧法の立法理由書の評価にも合っており、そこでは、被保険者が「生命を終わらせることを目的とする行為によって死を招致した」ときに、自殺になるとされている⁴⁸⁾。現行161条の「故意の自殺」概念も、やはり意識的かつ意思による自殺の場合すべてを包含するものであるといわれる⁴⁹⁾。

(3) 未必の故意の場合

以上のような通説的立場によれば、未必の故意は、保険者を免責させるには十分ではないことになる。免責されるには、死亡が行為目的になっていることを要するのであり、危険から脱出するために、窓から飛び降りる行為や子供を救助するために川に飛び込む行為など、他の目的のため、やむを得ず、死亡の結果もありうることを承認することは、自殺免責にいう相応の目的志向性を欠いていると考えられるからである⁵⁰⁾。

ところが、2007年改正後の「故意の自殺」という161条およびそれに倣った生命保険約款の文言から、未必の故意も自殺免責が適用されるといいう見解が増加している。この見解は、これまでもなかったわけではないが、極めて少数の立場であった。最近の「未必の故意」包含説は、代表的論者であるPatznerによれば次のようである⁵¹⁾。

↘由意思で命を絶つという表現をしている。

46) MK/Mönnich § 161 Rn. 5.

47) MK/Mönnich § 161 Rn. 5.

48) Motive zu § 169/170 a.F. S. 229; MK/Mönnich § 161 Rn. 5.

49) MK/Mönnich § 161 Rn. 5.

50) BK/Schwintowski § 169 Rn. 5; B/M/Winter § 161 Rn. 16; P/M/Schneider § 161 Rn. 3; MK/Mönnich § 161 Rn. 6-8; S/H/W/Leithoff § 161 Rn. 3.

51) L/P/Patzner § 161 5. この他、未必の故意も保険者免責になると解する見解としては、R/H/S/Brambach § 161 Rn. 6; L/R/Langheid § 161 Rn. 5 (ただし、決闘は、死を思い浮かべてはいるが、死を意図して行為しているわけではないから、未必の故意ではな

改正法の立法者の考え方は、公式理由書から見て取ることはできない。改正委員会の審議においても未必の故意は問題にならなかった。そうすると、161条が保険者の負担になる投機を阻もうとすれば、本条の適用範囲は、被保険者が自殺を行い、保険金額によって利益を受ける遺族のために保険契約を締結する事例に限定されない。161条は、被保険者が契約締結の際に自殺する故意を有していたことを要件としていないし、同条は、自殺によって利益を受ける者に保険金額を得させる被保険者の意図を要求してもいない。ただ後になって自殺をする意思決定が分かるときには、一方で確実と信じられた自殺結果と、他方で目的にはされていないが、認容された結果との間には、段階的な区別があるにすぎず、その結果、未必の故意による自殺も、保険者の負担で許容されない投機として性格付けざるを得ない。これは、必然的な結論ではないが、この問題が立法趣旨によって確かに答えられることにもならない。したがって、最終的には161条の明確な文言が尊重されるべきであり、162条においても、保険契約者または保険金受取人が未必の故意で保険事故を招致したときには、保険者が免責されることが一般に承認されているだけになおさらである、と。

これに対して、積極的に反論しているのは、Mönnichであり、それによれば、次のようである⁵²⁾。まず、形式的観点から、民法276条(債務者の責任)の故意概念を無制限に161条1項1文に転用することは承認を得ていない。民法276条は、義務違反・違法な結果の招致を前提にしているが、

↘く、立法者も、決闘者は、死よりも生き延びることを選んでいることから、未必の故意とは見ていないという); PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 5; Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-Handbuch 3. Aufl., 2017, § 42 Rn. 256 [Brömmelmeyer] (以下では、VersHb/Brömmelmeyer § 42として引用する)。最後の VersHb/ Brömmelmeyer の 2. Aufl., 2004, § 42 Rn. 159 では、やむを得ず死亡を認容した未必の故意は、(故意の)自殺ではないとしていたが、第3版では、かなり限定しつつも、未必の故意も自殺免責が適用される立場に変更している。Bruns, a.a.O., S. 322 は、旧169条の自殺 (Selbstmord) の表現から現行161条の故意の自殺 (vorsätzliche Selbsttötung) に変わることからも、一般的な原則によれば、未必の故意で足りるという。

52) MK/Mönnich § 161 Rn. 7, 8.

被保険者には、保険者との関係で、自己の生命を保持する義務もオプリーゲンハイトもなく、自殺は現行法に反するものでもない。また、改正法の立法者は、必要とされる故意の定義に関して内容の変更を行おうとしたことは述べていない。161条の制度上の変更（自殺免責期間の3年への短縮）は、遺族の地位の改善に資することが明示されている。したがって、161条1項1文の文言変更をもって遺族の地位の密かな悪化が企図されたことが前提とされるべきではない。このような背景によれば、自殺概念の従来の解釈が堅持されるべきである。民法276条の故意概念から離れて、被保険者の意識的意思（bewussten Willen）が基準にされるべきである。未必の故意では足りない。被保険者が死のうとしたのではないが、意識的に生命の危険を冒し、死ぬ可能性も分かりつつ、他の目的を達成するために、死を万一の場合に甘受する（未必の故意）場合が想定できる。自分の子の救助、ボディガードの典型的な危険な行為における依頼者の救助などである。これらの場面では、まさに「意欲された」自殺は存在しない、と。

Patzer の見解は、単に161条の文言を重視するというだけではなく、同じく故意という言葉を使用している161条と162条との関係や故意という言葉が法律上に使用された重みを考えた解釈である。さらに、日本語では、同じく自殺と訳すことになる Selbstmord（旧法）と Selbsttötung（新法）——前者から後者への改正——であるが、上述のように、Mord は刑法上虐殺という意味になり、単なる故殺を意味する Tötung とは、意味合いが少し異なり、後者の方が広い範囲をカバーする言葉になることも、現行条文の「故意の自殺（vorsätzlich selbst getötet hat）」に未必の故意が含まれると解釈する際の文言上の根拠となるのであろう⁵³⁾。このような面からも、Patzer の見解は相当の説得力を持つであろう。未必の故意の自殺事案を判断した注目すべき上級審の判決は、今のところ見当たらない。ただ、現

53) Vgl. R/H/S/Brambach § 161 Rn. 6. もっとも、L/R/Langheid § 161 Rn. 5 は、この言葉の変更は、私法上の関係では不適切である虐殺（Mord）という概念を回避しようとしたのであるという。

実には、自殺免責は、生命保険約款の解釈問題となり、従来の自殺概念を基礎に約款が作成されているという考え方に立てば、Mönnich を含め、これまでの通説の見解がなお判例上維持されることが十分に考えられる。とくに、従来の通説が未必の故意の事例として挙げるような事件において、保険者免責を認めることは、161条の立法趣旨から見て、妥当とは思われない⁵⁴⁾。今後、この種の事案が生じたときに、どのような判決が行われるかが注目される。

なお、通説は、死刑は自殺に当たらないと解しており、また、重病の被保険者が患者としての相当の自由な判断に基づく治療の中止により死亡に至るときも、その原因は病気であるから、自殺ではないと解される⁵⁵⁾。

(4) 嘱託殺の場合

多数説は、被保険者の依頼で第三者が被保険者を殺害した場合および被保険者の殺害に同意がある場合も、保険者免責要件である自殺に該当すると解している⁵⁶⁾。161条1項1文の自殺は、被保険者が自ら実行する自殺を前提にしているのか、被保険者が第三者の手による自己の殺害に同意またはそれを指示している場合も含むのかが問われる。

多数説の考え方は次のようである⁵⁷⁾。危険除外の目的は、被保険者が保険者の負担で自己の生命をもって投機することから保険者を保護すること

54) VersHb/Brömmelmeyer § 42 Rn. 257 は、自殺免責を未必の故意で足りるとしながら、保険契約者が、自分の子を救うために、危険を知らながら自己の命を賭けるような緊急救助 (Nothilfe) 事案を例外扱いし、給付免責はないという。161条1項の趣旨とは関係ないとし、この場合に給付免責になることは、法的・道徳的に模範となる保険契約者の行為に対して約定の遺族保護を蔑ろにすることになるから、信義則に反するであろうとされ、161条1項は、その限りで目的論的に縮減すべきであるという。

55) P/M/Schneider § 161 Rn. 3; MK/Mönnich § 161 Rn. 11.

56) P/M/Schneider § 161 Rn. 3; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 8; L/P/Patzer § 161 Rn. 6; MK/Mönnich § 161 Rn. 11; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 4.

57) MK/Mönnich § 161 Rn. 11; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 4 が類似の説明をしているが、本文は、主として Mönnich の説明による。

にあり、立法者は、これに応じて、被保険者が「生命を終わらせることを目的とした行為によって死を招致した」ときに、給付免責になることを志向しているのであるから、被保険者の嘱託殺は、自己の手による死亡と同様に評価される。保険者の利益がこの場合に保護されるべきでないとはいえず、「生命を終わらせることを目的とした行為」は、自己の生命を終えることについて第三者の手に委ねられても、被保険者の死のうとする真剣な意思が第三者の決定時点でも、殺害行為時点でも存在するときには、自殺と評価できる。刑法216条（嘱託殺人）による第三者の刑法上の責任は、これを妨げない。同じく、複数人が死を共同で意思決定するいわゆる心中において、殺害行為が合意によって複数人のうちの1人によって実行される場合も、161条1項1文にいう自殺である、と。

これに対して、少数説は、被保険者の嘱託殺は自殺要件を満たさないという⁵⁸⁾。とくに、Schwintowski は、次のようにいう⁵⁹⁾。被保険者の嘱託殺は、刑法216条により6月から5年以内の自由刑を科される。法律は、他殺を前提にしている。旧169条1文の意味においても自殺は存在しない。他人による殺害は、被保険者の同意があっても自殺ではない。単なる同意は、刑法216条の意味でも特権を与えられるものではなく、刑法212条にいう正犯になる。心中のように、複数人の共同決定による死亡で、行為者がそのうちの1人であるときも、自殺ではないという。

多数説がいうように、161条1項1文の立法趣旨を重視するときには、嘱託殺等の場合に保険者免責を認めなければ、生命保険の濫用の危険が高まる虞があろう。被保険者が自己の生命を犠牲にして遺族の生活の安定のために自殺をし、保険者に保険金を支払わせることに対して保険者を保護するという同条の目的から見て、少数説を承認することは現実的には困難があろう。

58) BK/Schwintowski § 169 Rn. 5; B/M/Winter § 161 Rn. 16.

59) BK/Schwintowski § 169 Rn. 5.

(5) 契約締結時から3年の自殺免責期間

161条1項は、遺族保護または他人の生命の保険の場合には保険契約者のため、保険契約締結後3年以内の被保険者の自殺に限定して保険者免責を認める⁶⁰⁾。3年の期間限定は、長年の実務に対応しており、潜在的な自殺志願者による生命保険の締結に対抗するために、時間的に無限定な自殺危険の除外は原則的に不要であることが示されているのであり、3年経過後は、その契約が自殺意図で締結されたのではないことが期待できると考えられてきた⁶¹⁾。模範生命保険約款は、実務で用いられてきた1957年版の生命保険普通保険約款 (ALB57) 以来、3年の免責期間を定めており、それより古い ALB32 が5年の免責期間であったといわれる⁶²⁾。

旧法下の約款規定と現行法の相違点は、保険契約の締結時点から3年の免責期間を起算すると明定し、片面的強行規定としていることである。従来の実務では、日本の生命保険実務に似て、初回保険料の支払時から、つまり、実質的な保険期間の開始時点に遡って、免責期間を起算していた。161条1項1文では、起算点が契約締結時 (実務上は、保険契約者への保険証券の送付による保険者の承諾の意思表示の到達時点) を基準とされているため、これが後にずれて、保険契約者側に不利益のように見えるが、保険契約法33条、152条3項により初回保険料の支払が原則として契約締結後に履行期となるルールになっている。このため、第1回保険料の支払を免責期間の開始基準とするのは、通常は保険契約者側の不利益になり、もしこのような約款規定があっても、契約締結時が免責期間の起算点とされることになる⁶³⁾。このような規定は、免責期間の開始について、第1回保険料の支払いが契約締結に先行するときに限って、その支払時が基準になり、その他の場合には、契約締結 (成立) 時点が基準になると解すべきであるとさ

60) P/M/Schneider § 161 Rn. 5; MK/Mönnich § 161 Rn. 11.

61) B/M/Winter § 161 Rn. 50; MK/Mönnich § 161 Rn. 12.

62) L/P/Patzner § 161 Rn. 3 Anm.5; MK/Mönnich § 161 Rn. 12.

63) MK/Mönnich § 161 Rn. 12.

れる⁶⁴⁾。

なお、免責期間を短縮または保険者が放棄することは、161条によって排除されない。保険契約者側に有利な合意となるからである⁶⁵⁾。

(6) 契約変更・復旧・復活・更改時の免責期間

(a) 契約変更・復旧

3年の免責期間の開始は、新契約の締結時はもちろんであるが、この他に、契約変更時、復旧・復活時や新契約への切替時などにも問題になる。この点は、161条には規定がなく、解釈問題となる。161条の下では、通説は、新たな危険の引受を含む契約内容の変更がある場合には、新契約の締結と同様であるとし、その変更が有効になる時点から自殺免責期間が起算されると解している⁶⁶⁾。当初の契約期間の延長および保険金額の増額変更がこの契約変更に当たり、新たな免責期間が開始するとされる。これらの場合には、保険者は、今後の危険状態の審査について認識可能で認識する価値のある利害関係を有し、その契約変更が、被保険者の高くなった年齢で行われ、契約期間が元の契約に対して、場合によっては延長されることによって保険料の新たな計算が必要になることがある。故意の自殺の危険に関しても、保険契約者が、翌年に自身の経済状態がその保険契約に基づき家族に給付させる目的をもつ自殺が不可避と思われるほどに悪化することを予期している事態を排除できない。したがって、重要な契約変更——保険金額や有効期間が増える変更など——がなければ、自殺免責期間は新たに開始しないとされる⁶⁷⁾。この考え方によれば、従来の被保険者に加

64) P/M/Schneider § 161 Rn. 6

65) B/M/Winter § 161 Rn. 54; P/M/Schneider § 161 Rn. 8; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 13; L/P/Patzer § 161 Rn. 8; MK/Mönnich § 161 Rn. 18.

66) B/M/Winter § 161 Rn. 57; P/M/Schneider § 161 Rn. 6; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 10.

67) B/M/Winter § 161 Rn. 57; P/M/Schneider § 161 Rn. 6; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 10.

えて、他の者をも被保険者にする契約変更は、従来の被保険者に関しては新たな免責期間は開始しない⁶⁸⁾。

もっとも、契約変更の場合に、その契約全体として自殺免責条項の適用があるのではなく、保険者の給付義務を拡大する保険金額の増額の合意は、その増額された部分に関して新契約の締結と同様に取り扱うべきであるというのが通説である⁶⁹⁾。この点は、一旦、保険料支払が滞り、解約を挟んで、払済み保険となって、保険金額が低額となった後に、復旧により元の保険金額に増額した場合も、復旧時からその増額部分について再度免責期間が起算されると解されている⁷⁰⁾。

ただ、旧法下ではあるが、ザールブリュッケン (Saarbrücken) 高裁判決⁷¹⁾が、契約期間の延長の事案において、変更された部分のみでなく、すべての危険に関する期間につき、新たに免責期間が起算されることになるとしている。この判決をめぐっては、新法の下では、この契約変更が単純なもの——新たな危険引受けがないもの——であれば、この判断は維持できないという指摘がある⁷²⁾。本判決は、全体として詳しく長文であるが、注意を要するので、原文の翻訳については問題の箇所のみ次にやや詳しく紹介する。

(b) 問題の高裁判決

本高裁判決の事案は、当初10年の定期死亡保険契約を締結し、7年を経過した時点で、保険者と保険契約者の合意によりその時点からさらに10年間の契約延長をしたが、延長合意後2年を経ずして保険契約者・被保険者

68) B/M/Winter § 161 Rn. 57; P/M/Schneider § 161 Rn. 6.

69) B/M/Winter § 161 Rn. 56; P/M/Schneider § 161 Rn. 6; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 10; MK/Mönnich § 161 Rn. 14.

70) B/M/Winter § 161 Rn. 56; P/M/Schneider § 161 Rn. 6; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 10; MK/Mönnich § 161 Rn. 14; BGH 85.1954 BGHZ 13, 226.

71) OLG Saarbrücken 30.5.2007 VersR 2008, 57.

72) MK/Mönnich § 161 Rn. 16.

がピストル自殺をしたものである。本件生命保険約款（ALB）9条は、初回保険料支払後または保険の復旧（Wiederherstellung）後3年経過前の自殺の場合には、保険契約者が、その行為が自由な意思決定を排除する、精神活動の病的障害状態において行われたことを証明したときのみ保険保護が存続すると定めていた。延長後の保険金額および保険料は若干の増額のみで、保険契約者は、新契約の締結ではなく、既存契約の延長を希望していたと見られ、保険者もそのことを認識できた。形式的には、保険契約者は「保険契約の締結の申込み」と題する申込書式によって延長を申込み、新たに保険証券が発行され、既存契約が「交替される（aufgelöst）」との表示や新保険証券において第1回保険料の記載があり、告知事項に答えていたなど新契約の締結の様相を呈するが、本判決は、これらは保険者の管理技術上の処理であって重要ではなく、保険契約者が既存の保険保護の延長を希望する趣旨の表示をしており、それを求めていたことを前提にしてその申込みを解釈しなければならず、新契約締結が望まれていたことは推論できないという。しかし、本判決は、変更契約なのか新契約締結なのかは未確定でよいとし、次のようにいう。ALB9条によって、「給付免責は、保険契約の存続期間におけるどの自殺であっても生ずるのではなく、当初の3年以内に限られることによって、保険契約者にVVG169条の規定を超える保険保護が与えられる（vgl. BGHZ 13, 226[237 f.] = VersR 1954, 281[282]; Kollhoser aaO § 8 ALB 86 Rn. 7）。保険者は、保険契約者がおよそ希望がないとみられる経済状態にあつて、直後に自殺を行い、遺族の経済的状态を安定させるために、保険契約者が保険者の負担で自己の生命をもって投機をすることに対して保護される正当な利益を有している。したがって、VVG169条は、このような場合に保険者が全く給付を免れることを定めている（vgl. BGHZ 13, 226[237 f.] = VersR 1954, 281[282]）。

もっとも、実務においては、この種の広範な免責が必要でないことは明らかであった。自殺をする企図は、経験上、数年が過ぎれば、もはや実行されないからである。したがって、生命保険者は、その保険約款におい

て、給付免責が当初の3年以内のみ発生することを規定していた(vgl. BGHZ 13, 226[238]=VersR 1954, 281[282])。しかし、このような期間として限定された保護は、新契約締結の場合だけでなく、保険者が新たに危険を引き受ける場合、たとえば、消滅していた保険が復旧される時も、必要であることは明白である。保険者の利益は、この場合、——本件において生じているように——再度の健康診査が行われるだけでは満たされない。保険者は、これを超えて、さらに新契約締結と同様に、保険契約者が新たな危険引受後に、彼の遺族に保険金額全額を得させるために、自殺をする危険に対して保護されることを要する。このことは、一部分が消滅していた保険の復旧の場合には、部分的に消滅していた保険保護の復旧についても認められる(vgl. BGHZ 13, 226[238]=VersR 1954, 281[282])。

既存の保険契約が新たな契約によって代替されるのではなく、変更または延長されるにすぎないときは、何も異なることは認められない。ただし、この場合にも、保険者によって新たな危険の引受があるのであって、詳言すれば、保険金額が増加するのではなく、あるいは著しく、すなわち、何倍もに増加するのではないときでも、そうである(vgl. 著しい増加については、OLG Hamm VersR 1978, 1063[1064])。契約延長が最初の契約締結に対してさらに進んだ年齢において行われ、それによって保険期間が当初予定された期間に対して延長されることによって、保険者の引受けた危険の相当の変更がある。これにより、保険料の新たな計算が必要になるだけでなく、保険者を——変更契約または新契約締結として契約の新構成の技術的処理には関係なく——保険契約者の自殺の危険に対して保護することが適切でもある(反対、OLG Düsseldorf VersR 1963, 1041[1042])。この危険は、保険契約者が既存契約の終了前に、保険金額の著しい増額をせず、いずれにしても時間的に延長することによって危険を増加させるときにも、存在する。かかる場合には、保険契約者が、いずれにしても、既存契約の終了後、翌年には、あるいは自殺が保険契約に基づく家族への給付のために考えられるほどに自己の経済状態の悪化を予期することは、排除できな

い。本件においては、保険契約者が並行して原告のために保険金受取人を変更したことも加わっている。しかし、かかる場合には、保険契約者が、扶助すべき人が初めてまたは従来よりもいっそう強く存在し、したがって、今や初めて自殺が考慮されることを前提としていることを排除できない。

したがってALB9条1項1文は、改めて給付免責が新たな——場合によっては技術的ではないとしても——初回保険料額（第1回保険料）の支払から3年の期間中には存在するように解釈すべきである。」

以上のように述べて、まずは、本件延長契約による3年間の自殺免責の再起算が認められている（自殺免責を適用）が、他方で、本件の場合には、保険契約者の契約延長の意図を保険者は認識していたのであるから、被告・保険者は、自殺の場合の給付免責に関する法律関係（旧契約ですでに自殺にも保険保護があるが、延長契約ではこれを失うこと）、とりわけ保険契約者が不利になる点を指摘・助言する義務があり、被告はこれを履行していないから、原告（保険契約者の妻・保険金受取人）は、民法280条1項（義務違反による損害賠償）および328条1項（第三者のためにする契約）により旧契約に基づく保険金額に相当する損害賠償を請求できるとしている。前半の自殺免責期間の再起算については、上述の通り、最近の学説が批判的であるが、本判決は、保険者の指摘・助言義務を認めることで、本件の結論の妥当性を確保したように思われ、この方法にも学説上一定の理解を示すものがある⁷³⁾。

73) P/M/Schneider §161 Rn. 6 は、OLG Saarbrücken VersR 2008, 57 を支持するようである。これに対して、R/H/S/Brambach §161 Rn. 10 は、結論としては上記の通説的見解を支持するが、保険契約者が性能の良い最新の商品に締結する希望を持つこともあり、これは保険者の利害とも一致し、技術的にも簡単に保険料設定において平均余命の現在の情報を考慮することを可能にする利点もあると指摘する。そして、新契約の場合、免責期間の再起算になるので、この助言が必要であり、新契約締結については保険契約者に明確に意識的な判断が欠けるときは、保険媒介者側に対する損害賠償請求権が生ずるという。

(c) 復活・更改

復活については、本法38条3項により、保険料支払遅滞後、2週間以上の支払期間をおいた後の保険者の解約による失効から1か月以内であれば、保険契約者が所要の保険料を支払うことによって一方的に元の保険契約関係を復活できることになっている（形成権。38条3項⁷⁴⁾。しかし、この2週間以上を設定した支払期間経過後、所要の保険料を支払う前に保険事故が発生したときは、1ヶ月以内に所要の保険料が支払われたとしても、保険者は給付義務を負わない（38条2項、3項）。このような法律関係であれば、短期の失効後の復活によって保険者が新たな危険を引き受ける判断をすることにはならないので、自殺免責期間が再度起算されることにはならないと考えられる⁷⁵⁾。これ以外の形での復活、たとえば、日本で行われているような、契約失効後3年以内に当事者間の合意に基づく復活が行われるとすれば、ドイツでも、保険者は再度、危険選択を行うことになり、自殺免責期間の再起算をすることになろう。

既存の保険契約が合意解除され、保険期間がより長くなるまたは保険金額の増額その他の変更を伴う新たな契約に交替する更改の場合は、やはりその新契約の締結時から3年の免責期間が起算される⁷⁶⁾。この場合には、保険者は、保険契約者にこの不利な効果を教示する義務が生じうる⁷⁷⁾。ただ、個別事例においては、例外的に更改にもかかわらず、新たな免責期間の起算が予定されなかった場合もありうるので、それが契約変更または更改に当たるのか、更改であるとして、例外的に3年の免責期間の適用がされるべきでないのかどうかは、解釈によって定めるべきであるともいわれる⁷⁸⁾。

74) P/M/Knappmann § 38 Rn. 35; MK/Staudinger § 38 Rn. 22.

75) B/M/Winter § 161 Rn. 56 は、38条3項による復活の場合には、自殺免責期間が再起算されることにはならないという。

76) MK/Mönnich § 161 Rn. 17.

77) OLG Saarbrücken 30.5.2007 VersR 2008, 57.

78) MK/Mönnich § 161 Rn. 17.

（７）個別合意による免責期間延長

161条1項は、保険契約者側の不利益には変更できない片面的強行規定であるから（171条）、同条2項により普通保険約款において一般的に3年の免責期間を延長することはできない。本条2項が認める例外は、保険者が保険契約者との個別合意により免責期間の延長を明示して行う場合である。上述の立法理由書が指摘するように、非常に高額な保険金額を定める契約のように、自殺への特別の誘因がある事例において、個別合意による免責期間の延長をする保険者の裁量範囲が認められる⁷⁹⁾。これによって、合理的な理由のある場合に、免責期間の延長が認められ、実際の運用上、柔軟な対応が可能になると考えられる。

B 自殺の証明責任と立証

（1）自殺の証明責任と証明の程度

判例・通説は、一般原則に従い、当事者は自己の利益になる事実を証明しなければならないから、保険契約締結後の3年以内に被保険者が故意に自殺したことの証明責任は保険者にあるという⁸⁰⁾。この証明は、一般的な厳格証明（Strengbeweis）の原則が適用され、一応の証明（ein Beweis des ersten Anscheins, Anscheinsbeweis, Prima-facie-Beweis）では十分ではないとされる⁸¹⁾。

79) B/M/Winter § 161 Rn. 55; P/M/Schneider § 161 Rn. 8; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 13; L/R/Langheid § 161 Rn. 11; MK/Mönnich § 161 Rn. 19.

80) BGH 28.3.1955 VersR 1955, 265 [266]; BGH 18.3.1987 BGHZ 100, 214; BGH 10.4.1991 VersR 1991, 870; BGH 6.5.1992 VersR 1992, 861; BK/Schwintowski § 169 Rn. 6; B/M/Winter § 161 Rn. 14; P/M/Schneider § 161 Rn. 16; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 17; L/R/Langheid § 161 Rn. 13; L/P/Patzer § 161 Rn. 15; L/W/ Mönnich § 161 Rn. 20; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 21; S/H/W/Leithof § 161 Rn. 8.

81) BGH 18.3.1987 BGHZ 100, 214; BGH 10.4.1991 VersR 1991, 870; BGH 6.5.1992 VersR 1992, 861; BK/Schwintowski § 169 Rn. 6; B/M/Winter § 161 Rn. 22; P/M/Schneider § 161 Rn. 17; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 18; L/P/Patzer § 161 Rn. 16; L/W/ Mönnich § 161 Rn. 20; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 24; S/H/W/Leithof § 161 Rn. 8. もっとも、L/R/Langheid § 161 Rn. 16 は、一応の証明のルールを一切適用しないこと

この点に関するリーディング・ケースである連邦通常裁判所(BGH)の判例⁸²⁾は、傷害保険契約において被保険者が小口径銃で心臓を撃って死亡した事案である。その控訴審によれば、被保険者は、銃の扱いには慣れていたが、その銃の引き金の引っ掛り部分は、一撃がその意識的操作によってのみ生じたとも、また、引き金の誤った操作が非常に起こり難いといえるほどでもなく、自殺の動機を支持または否定する説得力ある事実も明らかにならなかったこともあって、自殺の確信を得られないとする。自殺立証について一応の証明に関するルールが適用されるべきであるという被告・保険者の主張に対して、BGHは、保険者が被保険者自殺の証明責任を負うことを前提にして、一応の証明について次のようにいう。

「当裁判所の見解によれば、一応の証明は故意の自殺については考慮されない。一応の証明が可能であるのは、個別事例において定型的な事象経過が存在し、それが生活経験によって一定の原因を指し示し、かつ通常で通例の形が、特別の個人的事情の重要性を後退させるほどに支持されるときである(BGH Urteil vom 9. Oktober 1977-IV ZR 160/76= VersR 1978, 74, 75 m. w. Nachw.)。人間の自殺は、大抵、特別な生活事情、人格構造および一時的な心的状態、とりわけ、非合理的な要素に影響される人の状態の主観的観点に非常に依存し、その結果、定型的な事象経過を語るができない。もっとも、明白な自殺の事実はありうるものであり、例えば、第三者の影響のない縊死または切腹であり、このような死亡事情から自殺を推認することは分かり易くまたは説得力がある。このとき、しかし、事実審裁判官は、大抵、一応の証明の立証負担軽減がなくとも、自殺が存在し、したがって、180a条1項(現行178条2項=筆者注)の推定(傷害保険における非故意性の推定=筆者注)が反証されているという心証を得ることができる。こ

↘には、やや懐疑的である。判例に絶対的に従えるかどうかは、分からないとし、ただ、多くの場合には、証明軽減の実際的必要がないという。自殺の自由意思の証明が一応の証明によって立証されたと見られる場合には、厳格証明ルールが適用される場合にも同じ結果になるという。

82) BGH 18.3.1987 BGHZ 100, 214.

れに属するのは、反駁できない確実性ではなく、むしろ、実際生活に使用可能な程度の確実性であって、疑いを完全に排除するのではなく、疑いに沈黙を命ずる程度である（BGHZ 53, 245, 256）。これによれば、一応の証明は容れることができない。

事実審裁判官が厳格証明の原則によって自殺の心証を得ることができなかったことは、やはり法的な疑念を生じさせるものではない（以下略）。」として、被告・保険者が自殺の立証に成功していないことから、原告の請求を認容する原審判決を維持している。

要するに、自殺は、特別な生活事情、人格構造および行為者の一時的な心的状態の影響下で個別の意思決定に基づいており、非合理的な要因にも影響を受ける個々の意思決定には定型的な事象経過はなく、一応の証明の適用を正当化する定型的な事象経過を語ることができない。もっとも、死亡状況から自殺の推論が容易で非常に説得力のある場合もあり、その場合は、一応の証明による証明負担軽減は必要がない。したがって、自殺の証明には厳格証明の原則が適用されるとする。その際には、覆すことができない確実性ではなく、実際生活に用いられる程度の確実性であって、疑いを完全に排除しないが、疑いに沈黙を命ずる程度の確実性があればよいとする。このようなことから、一応の証明のルールは適用されないとされる⁸³⁾。学説には、加えて、保険者の利益になる証明負担軽減は、予防的観点からも導入理由がないというものがあり、生命保険においては、物保険と異なり、自殺による保険事故件数が保険者の証明困難により増加することは、ほとんど考えられないからであるとされる⁸⁴⁾。

(2) 自殺の証明方法

自殺の立証には、間接証拠（Indizienbeweis）が原則として許容される⁸⁵⁾。

83) R/H/S/Brambach § 161 Rn. 18; L/W/ Mönlich § 161 Rn. 20.

84) R/H/S/Brambach § 161 Rn. 18.

85) BGH 10.4.1991 VersR 1991, 870; P/M/Schneider § 161 Rn. 17; R/H/S/Brambach

これは、被保険者はすでに死亡しており、遺書などの本人の考えを表したものが残っていない限り、通常、本人の意思を証明する直接的な証拠がないからであると考えられる。実際には、自殺を推認させるのに、その一つの間接証拠だけでは十分ではないが、多くの間接証拠があれば、全体として裁判官の心証形成・確信を得ること(Überzeugung)が可能になるといわれ⁸⁶⁾、この点は、わが国と同様であろう。

(3) 遺体の掘返し・検死解剖

(a) 約款・判例の態度

自殺の証明手段として、死体を埋葬後掘返すことおよび検死解剖が重要な証拠調べとなりうる場合がある。保険者がこれらを保険金受取人側に請求できるかどうか、さらには保険金受取人側がこれらを拒絶した場合に保険金請求権がどうなるかについては、議論がある。これは、さらに、VVG31条による保険者の調査権および同法213条の定める病院などの第三者が有する個人健康情報に関する確認調査のルールを踏まえた別途の検討を要する面がある。本稿では、これらを意識しながらも、遺体掘返し・検死解剖に限定して考察を進める。

この議論の前提になるドイツ保険協会(GDV)作成の現在の資金形成型生命保険模範約款(ALB2012)⁸⁷⁾7条は、1項および2項において、保険給付の請求に際して、遅滞のない死亡通知とともに、保険証券、被保険者の誕生日の証明書、年齢・出生地を記載した公式の死亡証明書、死亡原因ならびに被保険者が死亡するに至った疾病の始期と経過に関する医師また

↘ § 161 Rn. 20; PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 24; L/W/ Mönnich § 161 Rn. 20.

86) PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 26. BGH 15.6.1994 VersR 194, 1054 [1055] は、手斧で左手の人差し指を切断したという傷害保険の事案であるが、旧180a条の非故意性の推定に対する反証について、事実審裁判官は事故経過の個々の事実を全体としてその相互関係を踏まえて評価しなければならないとして、被告・保険者の上告を容れ、原審判決を破棄差戻している。

87) 本規定は、Prolss/Martin, Versicherungsvertragsgesetz 29. Aufl., 2015, S. 2148 による。

は官公庁の証明書の提出を要求し、同条３項において、「当社は、当社の給付義務を明確にするために、必要なその他の証明および情報提供を請求することができる。その証明に伴う費用は、保険給付を請求する者が負担する。」と定め、同条４項において、「当社の給付は、当社が保険事故および当社の給付義務の範囲の確定のために必要な調査を終了した後に履行される。１項ないし３項に挙げた義務の一つが履行されないときは、当社が、給付義務の有無またはその範囲を確定できない結果になることがある。かかる義務違反は、当社の給付が履行期にならないことになる。」としている。この約款のひとつ前の ALB2008 や下記の判例の前提にしている約款⁸⁸⁾では、この４項に相当するものがない。

判例によれば、検死解剖および死体の掘返しは、これらが決定的に重要な証拠調べの結果となりうるもので、かつこれらによって一連の証拠の最後の欠けている部分が提供されることになるときにのみ、保険者はこれらを要求することができる⁸⁹⁾。死体掘返しの申請は、たとえば、薬物の痕跡が長時間経過後もなお見出しうるという立証上の重要な確認ができる一定の蓋然性があるときにのみ受入れ実施されるべきであるとされる⁹⁰⁾。もっとも、遺体の掘返しには、被保険者の事前の同意または死者を保護する権利を有する者（死亡監護権のある親族（die zur Totensorge berechnigte Angehörigen））の同意が必要である⁹¹⁾。検死解剖についても同様に解する見解が有力である⁹²⁾。

88) 生命保険契約の締結日が不明であるが、おそらく ALB86 または ALB81 であろう。

89) BGH 6.5.1992 VersR 1992, 861. 通説もこれに賛成している。P/M/schneider § 161 Rn. 17; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 18; L/R/Langheid § 161 Rn. 22; L/W/ Mönnich § 161 Rn. 21.

90) BGH 10.4.1991 VersR 1991, 870.

91) BGH 10.4.1991 VersR 1991, 870; P/M/Schneider § 161 Rn. 17; L/W/ Mönnich § 161 Rn. 21.

92) R/H/S/Brambach § 161 Rn. 20; L/R/Langheid § 161 Rn. 23. これに対して、B/M/Winter § 161 Rn. 24-26 は、遺体掘返しおよび検死解剖について、より制限的にしか認めない見解である。

そうすると、保険者は、立証上遺体の掘返さないし検死解剖を要すると判断するとき、保険金受取人側の同意を得られないおそれがある。そのことを考慮して、予め保険約款において保険者の調査が必要な場合には保険金受取人側が同意をすべき旨（ドイツ法にいうオプリーゲンハイト（Obliegenheit））を定め、その同意をしない場合には、保険者が給付免責されるという制裁効果を定めることができるかどうかが問題となる。連邦通常裁判所（BGH）は、これまでのところ、明示的に判断を示していない。BGHの1992年5月6日判決⁹³⁾は、もちろん、事案にもよるが、次のように述べて明示的に判断を避けている。「当裁判所は、これまで、生命保険における保険契約者または保険金受取人が約定の保険約款における条項をもって、必要な場合に死亡した被保険者の検死解剖または追加的に遺体掘返しに同意すべきオプリーゲンハイトを法的に有効に課せられるかどうかについて態度を明らかにしていない。ここで判断すべき事件においても、これまでの事実・紛争状況によれば、態度決定がなされる機会ではない。」

(b) 給付免責可能説

学説の多数説は、相当に制限的ではあるが、概ね、保険者の自殺立証にとって決定的に重要であるにもかかわらず、遺族が遺体掘返し・検死解剖の同意を拒絶するときは、保険者の給付免責になるというオプリーゲンハイトを約款上負わせることができると考えている。すなわち、給付免責可能説は、保険者の自殺立証上、上述の判例が認める限定的な要件を満たす場合には、保険金受取人が被保険者の近親者でかつ遺体の掘返し・検死解剖に同意を与えないときは、同人は上記オプリーゲンハイト違反により保険給付請求権を失うという⁹⁴⁾。同人は、保険者の証明を挫折させていると

93) BGH 6.5.1992 VersR 1992, 861.

94) L/R/Langheid § 161 Rn. 23; R/H/S/Brambach § 161 Rn. 24. PraxisK/Ortmann/Rubin § 161 Rn. 28 も、火葬に関する法律 2 条 2 項、3 項により遺体掘返しの必要な同意が権限者によって拒絶されるときは、保険者が立証の最後の構成要素としてその掘返しに依拠しているときには、保険者の給付免責になるという。S/H/W/Leithoff § 161 Rn. 8

いう⁹⁵⁾。保険事故発生後の約定オプリーゲンハイトの故意の違反については、VVG28条2項が保険者免責の定めを許容していることも与っているであろう。もっとも、保険約款において上述のような限定的な要件の下に相応に明確化された文言をもって遺体掘返し・検死解剖の相応の同意が基礎づけられていることが必要である⁹⁶⁾。そして、死亡者の監護人である親族の同意を得ることは、VVG31条2項、1項2文⁹⁷⁾により、保険給付受領権者に正当に期待することができることとされ、ただ、上述の通り、その検死解剖が最後の決定的に重要な証拠調べの結果になりうる場合に限るといわれる⁹⁸⁾。

結論的には、多数説とほぼ同様であろうが、その説明からすると、より限定的にこれを認める方向と思われる見解もある。その代表的論者であるWinter⁹⁹⁾は次のようにいう。保険者は、死体解剖・遺体掘返しを指示する権利を有せず、この権限は、国の機関および被保険者の親族のみに属する。親族は、明示的な合意によって第三者である保険者にこの権限を与えることができ、被保険者も生前にこの承認を与えることができる。しかし、現在の生命保険約款の文言などからこの承認を読み取ることはできないし、一身専属的権利の行使として普通保険約款における包括的合意(Mitvereinbarung)によって直ちに与えられるものではない。問題になりうるのは、保険者が自己の調査権に基づき被保険者の遺族に必要な同意を

もこれに近い。

95) L/R/Langheid § 161 Rn. 23.

96) R/H/S/Brambach § 161 Rn. 23.

97) VVG31条（保険契約者の情報提供義務）は次のように定める。「(1) 保険者は、保険事故発生後に、保険契約者が保険事故または保険者の給付義務の範囲の確定ために必要なすべての情報の提供を請求することができる。保険契約者にその証拠資料の入手を正当に期待できる限りは、保険者は、証拠資料の入手を請求することができる。

(2) 保険者の契約上の給付を求める権利が第三者に帰属するときは、その第三者もまた第1項の義務を履行することを要する。」

98) R/H/S/Brambach § 161 Rn. 24.

99) B/M/Winter § 161 24-26.

求める権利が認められる例外的場合である。火葬に関する法律 (Gesetz über die Feuerbestattung) 2条による死体の取扱いについては、まず、死亡した被保険者の生存中に表された指示が優先され、この指示がないときのみ親族が死体解剖の許可を与えることができる。被保険者が明示的に死体解剖を禁じていれば、公的機関の命令に基づかない限り死体解剖は行えない。被保険者が臓器摘出を禁じているときと同様に遺体掘返しもできない。遺族が死体解剖の同意を与えることが可能であるときに(多くは、死亡した被保険者が生前に何ら意思表示をしていない場合であろう=筆者注)、その義務者に同意の授与を要求できるかどうかは、宗教上の見解・尊崇感情も期待可能性の枠組みで顧慮すべきであり、通常は、宗教上の見解・尊崇感情をもつ遺族がより尊重されるべきである。だが、死体解剖がその他の調査では立証できない死亡原因を確定するために必要であり、給付免責の根拠となるとときには、死体解剖への同意の授与の請求権があり、また、決定的重要性をもつ証拠調べの結果になりうるときには、遺体掘返しを行うことができる。この場合、埋葬後、相当に時間が経過していても自殺立証上の見込みがあるときに限られる。同意拒否に制裁措置を伴うオプリーゲンハイトを課すことができるのは、保険者が検死解剖・死体掘返しを必要とする場合、したがって、保険者の自殺立証上、最後に欠けている部分を提供することとなる場合である。

(c) 給付免責否定説

これに対して、給付免責否定説¹⁰⁰⁾は、生命保険約款によって必要な場合に保険契約者または保険金受取人に検死解剖・遺体掘返しの同意をすべきオプリーゲンハイトを課すことはできないという。当該被保険者の有効な同意がないときは、第三者によってそのオプリーゲンハイトは履行できないからであるという。したがって、このような制裁を伴うオプリーゲン

100) P/M/Reiff/Schneider ALB 2012 § 7 Rn. 7.

ハイトが保険金受取人について定められたとしても、遺体掘返しの同意の拒絶は、保険者免責には至らないと解している。ただ、保険者が検死解剖・遺体掘返しに依拠し、したがって、それが保険者の行うべき証明において最後の欠けている構成要素を提供することとなるときは、必要とあれば考慮されるべきであるともいう。保険金請求権者が同意を与えられない地位（同意を与える地位にある親族ではない場合）にあるときは、可能であれば、同意を得るために協力する義務を負うとされる。この見解では、同意を与えるべきことが必要と考えられる場合に、保険金受取人側がこれを拒絶したときに、どのような法的効果が生ずることになるのかは、明確ではない。

（d）現 状

もっとも、このような議論の前提になっている制裁を伴うオプリーゲンハイトを定める約定は、現在のところ、保険者の通常の約款には含まれていないといわれる¹⁰¹⁾。上記の約款規定（ALB2012）上は、保険者の給付免責ではなく、その給付の履行期が到来しないという効果である（7条4項）。したがって、保険者は、その違反があったとしても、不履行による一般的な効果（損害賠償請求権、留置権、証明妨害による給付免責）を援用できるだけであると解される¹⁰²⁾。

現状では、制裁効果を伴うオプリーゲンハイトは約款上に規定されていないので、これを仮定した議論は別にして、結局、実際の約款規定の下では、保険金請求者側が遺体掘返し・検死解剖に同意せず、決定的に重要な証拠調べができないときは、保険者が保険給付を履行しないでよい状態が継続することになるように思われる¹⁰³⁾。VVG14条1項は、「保険者の保険給付は、保険事故および保険者の給付の範囲の確定のため必要な確認調

101) P/M/Reiff/Schneider ALB 2012 § 7 Rn. 10.

102) P/M/Reiff/Schneider ALB 2012 § 7 Rn. 10.

103) Vgl. P/M/Reiff/Schneider ALB 2012 § 7 Rn. 8.

査が終了したときに、履行期になる。」とし、同条2項は、「保険事故の通知から1ヶ月経過するまでに前項の調査が終了しなかったときは、保険契約者は、保険者が最低限支払わなければならないと予測できる保険金額の分割払いを請求することができる。保険契約者の責に帰すべき事由によりこの確認調査が終了できないときは、その期間の進行は停止する。」としているからである。そして、時間が経過することにより、遺体の状態は悪化するであろうから、保険者にとって必要な証拠調べができなくなるおそれも生ずる。このような場合の帰結については、現行約款の下では、なお審らかではない。

(4) 自殺立証の紛争事例

(a) 序 説

ここでは、具体的に自殺の立証が争われたいくつかの典型例を考察する。わが国の状況と比較するため、日本でも多く見られる類型事例を中心に裁判例を紹介する。結論を先に述べれば、ドイツでも自殺の立証は、やはり容易ではなく、典型的な自殺類型においてさえときに裁判所は自殺の確信が得られないとして保険者免責を否定したり、上級審が破棄差戻をすることがある。しかし、多くの間接事実・状況証拠から自殺を推論することは、厳格証明の原則の下でも裁判所によって相応に行われており、極端に自殺立証が困難であるとまではいえないように思われる。

(b) 縊 死

前述のとおり、連邦通常裁判所の判例(BGH 18.3.1987 BGHZ 100, 214=VersR 1987, 503)は、第三者の影響のない縊死は、明白な自殺類型であり、この形の死亡から自殺を推認することは分かり易く説得力があるとしている。しかし、下級審段階では、縊死事例であっても、なお判断が分かれることがある。自殺をする確たる意思はないが、被保険者が自殺をするかのような振りあるいは脅しをする「自殺演技」ともいうべき行動の評価をめ

ぐって、判断が影響を受けたものがある。しかし、縊死事例で、自殺を否定する判決は、肯定判決によって非典型事例であるといわれており、基本的には縊死事例について裁判所は自殺を肯定するものと思われる。上述の点に触れているハム高等裁判所の自殺否定例と肯定例¹⁰⁴⁾を見ておこう。なお、縊死に被保険者の精神障害の問題が影響する場合については、VVG 161条 1 項 2 文の問題として別途検討する。

① ハム高等裁判所1988年12月9日判決〔自殺否定〕

OLG Hamm, Urt. vom 9.12.1988 (20 U 89/88) VersR 1989, 690

〔事実〕 原告（妻）の夫は、1986年3月25日にX銀行と消費貸借契約をし、同時に被告・保険者Yと死亡・就業不能の場合の残債務保険（Restschuldversicherung）を締結。原告は、この保険契約による消費貸借残債務の引受を被告に請求したが、被告は、原告の夫が縊頸による自殺であるとして保険給付を拒絶。本件の賦払信用の残債務保険に関する約定7号は、「保険事故が保険契約者により故意に招致または促進されるときは、Yは給付義務を負わない。被保険者の自殺の場合には、Yの給付義務は、保険保護の開始後または保険復旧後の死亡が2年を経過したとき…は、全額が存続する。その他の場合には、死亡日に算定される事業方法書による責任準備金が支払われる。」と定めていた。地裁は、請求棄却。原告が控訴。

〔判旨〕 請求認容。

「原告の夫が自己の死を故意に招致または促進したことは、証拠調べの結果によって確認されない。両方の行為種類は、本当の自殺企図を前提にしている。それに対して、保険契約者が演技（Demonstration）をしようとした、すなわち、保険契約者が全然死のうとはしていなかったときは、彼は、死を故意に招致したのでもなければ、故意に促進したのでもない。単なる促進の場合でも、とくに自身の死亡がその行為の目的でなければならない。人が死のうとしたのではなく、第三者によって

104) この他、縊死の場合に自殺を肯定した判決として注釈書に引用されているものには、OLG Hamm r+s 1993, 75; LG Heidelberg VersR 1989, 1033; LG Saarbrücken BeckRS 2014, 22987 がある。Vgl. MK/Mönnich § 161 Rn. 24 Fn.92.

その実行を妨げられまたは救助されようとしているときは、このような目的設定がない。彼は、このようなときは、自己の死を認容しておらず、認識のある過失で行為しているのである。

保険契約者の自殺の証明は、被告が行なうことを要する。被告はそのすべての証明の責任を負う。一応の証明は、故意の自殺には考慮されない。一応の証明は、定型的事象経過があり、それが生活事実によれば一定の原因を挙げ、特別かつ個別の事情がその重要性の点で後退するほどに通常かつ通例の形をもっているときにのみ可能である。それに対して、人の自殺は、特別の生活事実、人格構造、現下の心的状態、とりわけ、人の状態の主観的な、しばしば非合理に影響される観点に依存し、定型的事象経過が語れない(BGH VersR 87, 503)。これでは、——本件におけるように——外面的に自殺の形が存在し、行為者がこの形を作ろうとしたときには、何も変りはない。自殺には、主観的な希死願望があり、それは内的な事実として定型的事象経過にならない。

もっとも、一定の死亡方法、たとえば、縊死にあつては、自殺の推論がとくに容易である(BGH aaO)。しかし、本件においては、失敗した自殺演技が理論上のみならず、死亡原因として実際的にも問題になる。原告の夫は、過去においてしばしば自殺をもって脅かしをし、自殺前夜には少なくともネクタイで類似の演技を行い、原告の制止によって終わっていた。一審と二審における原告の事実説明の間のわずかな矛盾は、重要な役割を果たさない。保険契約者がもう一度まさにそのような演技を子供部屋においてプラスチック製のバンドで意図したことは、十分な確実性をもって排除できない。彼が今度は、原告が眠っている間に行っており、したがって、彼の演技の名宛人がいなかったことは、演技であることを排除しない。ただし、その夫は、原告の入眠に気が付いていることを要しないからである。

輪を作り、ドアの取っ手に括り付けるものとしてプラスチック製のバンドを選択することは、法医学の鑑定人 Dr.G の説得的な説明によれば、自殺とも自殺演技の失敗とも見られる。このことは、直前のスープの食事およびビールの携行のようにその他の事情にも妥当する。望まない死は、演技の場合、とくに、行為者が自己の行為においてアルコールに影響されているときには、その結び目がまたはこの場合

には留め金が予測できず頸動脈を突然に圧迫し、それがそのままの状態でおよそ15秒の経過前に意識を失わせることによって発生しうる。意識喪失までのそのままの状態の時間は、輪の結び目を適時に再び解くためには、短すぎる。とくに、行為者がパニックに陥っているまたは酩酊の結果、正しく行動しないときには、そうである。

以上の理由から、当裁判所は、保険契約者が自殺を企図し、繰り返し単なる演技を行ったのではないという心証を得ることはできなかった。」

② ハム高等裁判所1999年9月15日判決〔自殺肯定〕

OLG Hamm, Urt. vom 15.9.1999 (20 U 64/99) r+s 2000, 435

〔事実〕 本判例集は、事実関係の記事を省略し、直ちに判決理由を掲載しているため、契約年月日等が明らかではない。判決文から事実関係を読み取ると、保険契約者は、階段の上部にロープを括り付けて縊死した状態で発見された。彼の下の地面には、腰掛けがひっくり返されていた。第三者が関わった可能性はない。

〔判旨〕 請求棄却。

「縊死は、自殺の推論がとくに容易な死亡方法である（BGH r+s 87, 173=VersR 87, 503）。

かかる出来事を起こす者は、確たる目的をもって行動している蓋然性が大変高く、演技の意図にすぎないことはない。その点では、本件は、決定的に、以前に当裁判所が判断した事件とは異なる（r+s 89, 132=VersR 89, 690）。その判決では、縊死の非典型的な事案が提示され、その詳細な事情が演技の意図を明白にされていた。そこでは、保険契約者は、バンドをドアの取っ手に固く結び付け、座った状態で縊死したのであり、それは、彼がその出来事をいつでも中止することができると思っていたことが推論され、そして彼は、隣の部屋にいる妻を意識しており、彼は事前に彼女と話をしていたし、彼は、彼女に対して絞殺意図を何度も公言していた。これに対して、本件では、保険契約者は、1人で家にいた。彼は、外からそして家に入っても、直ちには見通せない場所で縊死した。この死亡が本件のごとき事件で急に発生する背景事情を前にして、とくに、第三者が加わり介入することが考えられ

なかった。それゆえ、原告が4月16日の午後に保険契約者の許を訪問することを知らせたという事実も、異なる評価には至らなかった。

原告は、被保険者が4月16日の数週間前に自殺の演技を行ったという見解である。原告は、原告の夫が湯舟を熱い湯で満たし、鋭いナイフを用意していたときに、やって来たと説明している。しかし、その点は、事実として自殺演技または本当の自殺準備であったかどうか、疑わしい。最後のものが、当裁判所の心証により近い。つねにアピール性をもついわゆる自殺演技は、それが名宛人に達するときのみ意味がある。これは、原告によって描かれた本件事情において当てはまるかもしれない。当時は、いずれにしても、厄介な結果にはなっていない。原告の発見によって、被保険者は、いずれにしても、その時点ではさらに演技をしてはいなかった。さらなる自殺企図または演技を原告は報告しなかった。しかし、救急医は、保険契約者の手首に、横に切れ、すでにかさぶたになった切り傷を発見していた。これは、いわゆる「ためらい傷」であり、しばしば、自殺の考えをもつ人間にこれが伴うことを示唆している。これらの傷が演技の特徴をもつことになるとすれば、これが、周囲にも、まず、別かれた妻に知らせる気にさせたであろう。しかし、原告はこれを実際に知らなかったのであるから、保険契約者が自殺の意図でこの切り傷を加えたこと、その後、その企図から手を引いたことが明らかである。

当裁判所は、保険契約者が旅行計画を考えていた事実に特別の重要性を見出ししていない。類似する事情のある事案における当裁判所の経験によれば、真剣に自殺を考えている人がそれにもかかわらず未来の予定を考えていることは、珍しくない。自殺は、つねに、精神的に極端に負担を感じるが、より良い方向への転換の希望の契機を含みうる展開の果てである。

一方で自殺を支持し、他方で事故ないし失敗した自殺演技を否定する最も明白な間接証拠は、保険契約者において事前に出された別れの手紙の内容である。これは、保険契約者がこれまでの生活を「収支決算し」たこと、そして、彼がその命を絶つことに、家族の個人的および経済的問題の解決をみていることを明らかにしているものであり、その際、彼は生命保険金の支払にとくに言及したのである。

上述の基準は、保険契約者が意識的に命を絶つという意味で、とくに当裁判所の

完全な心証形成にとって十分である。」

（c）自動車使用の自殺

自動車使用の事案では、車庫内での排気ガス・一酸化炭素中毒による死亡が争われている。排気ガス事案は、被保険者がそのガスを引き込む状態を作り出しているのが通常であるから、自殺が肯定される傾向があろう。ドイツ判例でもそれが見られる（下記③判決）が、他方で、連邦通常裁判所（BGH）が原審の証拠評価の不十分さを指摘して、破棄差戻した事案もある（下記④判決）。その事案は、書置きもあるが、それに反する状況証拠もあり、証拠評価、事実認定について BGH がかなり慎重な態度を示した一例ではないかと思われる。しかし、自動車事故前に被保険者が書置きを残しているその他の事案では、これは、やはりその書面がいわゆる「別れの手紙」との評価を得て、自殺認定に至っている（下記⑤判決）¹⁰⁵⁾。

③ ハンブルク高等裁判所1984年4月13日判決〔自殺肯定〕

OLG Hamburg, Urt. vom 13.4.1984 (11 U 231/83) r+s 1986, 294

〔事実〕 本判例集は、判決理由と区別された事実の記載が省略されているので、判決理由から事実関係を読み取ると、本件は生命保険の事案で、生命保険普通保険約款（ALB）が適用される事案である。死亡した被保険者は、職業運転手で、車庫の中で運転席において自動車排気ガスによる中毒死をした模様である。

〔判旨〕 請求棄却。

「彼は、車庫に入って、再び後ろでそれを閉めており、そのことから、彼が車で出かけようとしたのでないことが見て取れる。

それにもかかわらず、彼は、エンジンをかけ、イグニッションキーを運転位置に

105) 自動車を使った自殺については、さらに Harbort, "Bemerkung zur versicherungsrechtlichen Beurteilung des Autofahrer-Suizides aus kriminalistischer Sicht", VersR 1994, 1400; Moser/Sanders, "Selbstmord am Steuer aus juristischer und psychologischer Sicht", VersR 1976, 418 参照。

した。その際、彼には経験豊かな運転手として、締め切られた車庫においてそれをすれば高度の中毒危険の状態になることを意識していた。

それにもかかわらず、彼は運転席の側面窓を開け、運転席の背もたれを倒し、リクライニングシートに横になった。

このような準備のすべての実行とリクライニングシートに意識喪失そして死亡に至るまでじっと我慢していることは、故人が自由意思で命を絶ったという結論のみを生じさせる。故人が休もうとしていたのであれば、彼は、ごく近くにあった彼の家に赴くことができたし、そこで同じように1人でいられたであろう。彼の女友達はまだディスコにいたからである。酔っている人にしても、寝るために車庫に行き、車庫を内側から閉じ、車の窓を下げ、座席の背もたれを倒し、そこで横になるよりは、家に帰るという普通の方法が非常に容易に思い浮かぶ。このような最後に挙げた事情は、故人が車で出かけようとしたことを否定している。

故人がエンジンを、締め切った車庫で反射的に始動したと、原告が主張するが、それは同様に否定される。もしそうであれば、彼は、非常に迅速に車庫に広がり、開けた窓から自動車に侵入してくる放出物に気づき、それに反応したであろう。

原告によって提示されたその他の事実は、自殺を排除しない。故人が先の夏に長い休暇旅行をし、続いて、いくつかの家具を買って支払をし、さらにその他の支出もしたときは、彼が自殺の決意をその後でしてしまうことを排除しない。彼が最後に数日来委託された仕事がなく家に居続けており、彼の振替口座にはわずかに100DMしかなく、他の口座も確認されていないが、他方で、彼は一人で毎月1500DMの保険料を調達していたことは、確かに彼の死亡時点での経済状態がおおよそ逃げ道のないものと思わせる。これらの事実に加えて故人が死亡の約10週間前に初めて高額の生命保険を締結した事実は、上述の間接証拠から引き出される自殺の推論を不適当なものとは見られない。最後に、故人が最後の夜に近隣の酒場を訪れた際にどのような心的状態であったのかは、重要ではない。上機嫌の状態も、彼が——おそらくはそれ以前に固めていた——自殺の決意を実行に移したことを排除しない。」なお、被保険者の行為へのアルコールの影響も否定されている。この点については、精神障害中の自殺の論点とも関わるので、後に検討する。

本件は上告されたが、連邦通常裁判所（BGH）は、1985年6月5日の決定をもって、受理しなかった（OLG Hamburg 134.1984 VersR 1986, 378[379]の注釈にその旨の記載がある）。

④ 連邦通常裁判所1989年4月26日判決〔自殺不確定〕

BGH, Urt. vom 26.4.1989 (IV a ZR 43/88, München) VersR 1989, 729

〔事実〕 原告は、被告に2件の生命保険契約（資金形成型生命保険普通保険約款による）に基づく給付を請求しており、それらは、1985年11月24日9時30分に一酸化炭素中毒で死亡した原告の母が1984年4月28日と1985年2月22日に締結したものである。平等の割合による保険金受取人として2人の原告が指定されていた。地裁は、被告に1985年に締結された契約に基づく給付についてのみ敗訴させ、その他の訴えを棄却。控訴審裁判所は、被告の控訴により訴えをすべて棄却。原告の附帯控訴は成功しなかった。原告が上告。

〔判旨〕 破棄差戻。

控訴審は、亡被保険者（原告の母）Bは、1985年11月24日（日曜日）の朝、1981年から83年まで一緒に生活していたSの家に車で行き、その車を車庫に入れ、出入口を閉めて再び運転席についたが、エンジンがかかっており、運転席のドアと窓が開いていたと認定している。前夜、Sはイタリアで一緒にいた知人の許で過ごしており、Bは、Sがいつ帰宅するか知ることができなかつたとし、Sを車庫で待っていることは説得力がないとする。車庫内は、外の温度と差がなく、Bが自家用車のドアと窓を開けており、一酸化炭素中毒の危険は一般に知られている。Bは、絶望を手紙において「全く絶望的」、「もう疲れ切った」と書いており、Sの気持ちが知人に向いていることに勝てないことが読み取れるとされる。

これに対して、上告審裁判所は、控訴審が自殺を支持する間接証拠の評価に当たって、訴訟資料を不十分にしか考慮していないとして次のようにいう。

「車庫の中で朝早くに待っていることが納得のいくものではないという心証を、控訴審裁判所は、故人が、Sが日曜日にいつ家に帰って来るか、知ることができな

かったことだけで、根拠づけている。その点は、上告理由が、正当にも、控訴審裁判所が次のような立証された主張を見過ごしていると批判している。すなわち、故人は、Sが1985年11月23日の午後うちにイタリアから帰って来ていたことを知っていた。その後、彼女は、話し合いをしようと試みた。彼女は、一方で、彼が、一緒にイタリアにいた知人の所に泊まることを知っていたが、他方で、1985年11月24日には彼と彼の両親の所へ誕生日の訪問をする約束をしており、週末でも朝早くに起きる彼の習慣を知っていた。約束の誕生日訪問の前に彼に話をすることが彼女にとって問題であり、彼女は、早朝に彼が家に帰って来ることを予期することができたという。

控訴審裁判所は、故人が車庫にいつ入り込んだかについて認定を行っていない、すなわち、待ち時間があったとしてその開始が不明である。このような理由から、差し当たり、待っていることが、説得力があるか否か、ありうる待ち時間およびSがそうこうしている間に帰宅する蓋然性を考えてみれば、判断することができない。控訴審裁判所によってこれまで与えられた理由付けは、故人が、待たれている人の帰還を見通しが利く時間では全く予期しなかったと認定されるならば、場合によっては十分となりうるであろう。

原告の生きている母の発見前に8時頃、どのくらいの時間、自動車のドアを開けたままで自動車エンジンがかけられたに相違ないのかまたはそうしうるのか、あるいは遅くともまたは早ければ、自動車のエンジンが先にかけられている状態で、いつ自動車のドアが開けられたに相違ないのかまたは開けられうるのか、これまで明らかではない。提示された事実の下で原告の見解により考慮される、死亡発生までの時間の最高の長さについて、原告は、専門家の鑑定書の入手によって証拠を提出していた。

自家用車の中にはぼ空のワイン瓶1本が発見されていること、および一包みから2錠の睡眠剤がなくなっていたことは、検討されないままにはできない。さらに、故人が膝の上に毛布をかけていたこと、および暖房送風機のスイッチが入っていたこともある。いずれにしても、これらの事実のいくつかは、故人が暖房のない車庫で長時間待つことに備えていたのであり、誰にも事前には気づかれなかった

ことを支持しうるのであろう。

不慮の事故，計画的に実行された自殺あるいはそもそも意図されてはいなかった衝動的行為としての自殺のいずれであるか，そして故人がどのような状態で自殺ともなりうることを行ったのか，事実審裁判官の全体的評価によって判断されることになる。」

⑤ ケルン高等裁判所1991年5月2日判決〔自殺肯定〕

OLG Köln, Urt. vom 2.5.1991 (5 U 148/90) VersR 1992, 562

〔事実〕 原告の亡夫は，被告と保険金額 30000DM の生命保険および同額の傷害特約を締結していた。これらの保険金受取人は原告。1989年3月7日13時10分に原告の夫は，自家用車の運転者として国道307号の左側車線の擁壁に激突し，翌日，病院Xにおいてその傷害のため死亡した。携行していたトランクから原告の夫の次のような記載のある書面が発見された。

「この恥辱が，私がこの手段に出ようとするを正当化するかどうかは，私以外にはおよそ誰にも分らない。

それでも，私は他の出口を見いだせない。私は，すべてを満足させようとし，面目を失う不安を克服することができなかった。私は，外からの期待の重圧にもはや適切に対応していなかった。臆病であることは，意識しているが，私は，生まれつきの性分を変えられない。

何よりも愛する私のM，両親，義理の両親，そして友人たちに，私は，本来的に，自分の仕出かしたことについて自分のしりぬぐいをしようと思った。残念です。

H。」

保険給付支払請求の訴えは，一，二審とも棄却された。

〔判旨〕 請求棄却。

「原告には，締結された生命保険と傷害死亡特約に基づく被告に対する請求権は，帰属しない。原告の夫は自由意思で命を絶ったからである。

被告は，確かに，原告の夫の自殺につき証明責任を負う。被告は，これについて

完全な証明の責任を負う。故意の自殺について一応の証明は考慮されないからである (BGH VersR 87, 503=r+s 87, 173; 89, 729; Senat r+s 90, 68; VersR 87, 1026=r+s 89, 235; OLG Hamm VersR 89, 690[691])。一応の証明は、生活経験上、一定の原因が指摘され、しかも通常のかつ一般的な形をもち、その結果、特別かつ個別の事情が重要性の点で後退する定型的な事情経過が存在するときのみ可能である。しかし、人の自殺のように個別の意思決定の領域においては、生活経験によって保証される人間の行為およびその付随事情の定型性は確立されていない。人間の自殺は、特別の生活事情、人格構造およびその時の心的状態、とりわけその状態の主観的であればしばしば非合理に影響される観点にも大いに依存し、その結果、定型的な事象経過を語るができない (Senat VersR 87, 1026=r+s 89, 235; OLG Hamm VersR 89, 695[696])。

被告は、原告の夫の自殺の証明について、当面、間接証拠に頼らざるを得ない。その際、裁判官の必要な心証形成については、民事訴訟法 (ZPO) 286条により覆すことができない確実性ではなく、実際生活に必要な程度の確実性が必要であり、疑いに沈黙を命ずる程度であって、疑いが完全に排除されることは要しない (BGH VersR 89, 758 [759]; 87, 503=r+s 87, 173; Senat r+s 90, 68; VersR 87, 1026=r+s 89, 235; OLG Hamm VersR 89, 695[696])。

当裁判所は、紛争事例において、既存の間接事実に基づき、原告の夫が国道307号上の事故を、自殺するために、意識的に招致したことに疑いを持たず、確信している。

具体的には、書類用トランクの中に見出された原告の夫の書面に関しては、地裁が、この書面を正当にもいわゆる別れの手紙と評価している。… (中略) …

確かに、原告の夫の運転していた自動車の技術的欠陥が思考法則上否定することはできない。自動車の技術的審査は行われていないからである。しかし、技術的欠陥が車道からの逸脱の原因であったことは、何ら具体的な根拠が見取れない。この点に関して、控訴理由は、車道上に見られた汚れに重大性を帰しているが、当裁判所の心証によれば、それは適切ではない。証人Wの証言および捜査記録における写真上明らかな、車道上の汚れは、事故現場の背後で、すなわち、自動車の衝突

後、擁壁につき始めている。それゆえ、その汚れは、車道からの逸脱の原因ではなく、結果であったことになりうる。破損した自動車から出て来た油またはその他の液体は、その後、反対方向に走る自動車によって、明らかに広がっていたのであり、これは写真からやはり分かる。

当裁判所の心証によれば、それゆえ、擁壁への衝突前には、その自動車からブレーキオイルの流出も、原告の夫の効果のないブレーキ缶も、自動車のその他の技術的欠陥も、擁壁への衝突の原因ではなかった。

原告の夫の運転速度からは、目下のところ、自殺意図の肯定も否定も、その確かな推論を引き出すことができない。正確な認定は、スピードについては行われていない。証人Wは、原告の夫によって運転されていた自動車の速度を約70km/hと見積もっている。そのスピードがあったとしても、これを控訴理由が提示しているが、原告の夫が自殺意図をもって擁壁に衝突したことは、当裁判所には疑いなく明らかである。これは、原告の夫が事故の時点で座席ベルトを締めていたはずである場合であっても、妥当する。この点は、正確な認定は行われていない。」過労による居眠り運転の原告主張も根拠がないとして退けられている。

「結局、控訴理由の主張によれば、具体的な事故現場よりも非常に適した自殺の場所があったという事実は、原告の夫がここで意識的に自殺をするために擁壁に衝突したということに疑いを生じさせる根拠を当裁判所に与えていない。」

（未完）

- * 本稿は、平成29年度科学研究費助成事業（基盤研究C）課題番号17K03491により助成を受けた研究成果の一部である。